

上天草市



職員コンプライアンスマニュアル

1. はじめに
2. コンプライアンスの定義と重要性
3. 職員の定義
4. 利害関係者とは
5. 利害関係者との間のルール（禁止事項）

1.はじめに

コンプライアンス違反の与える影響は、法的制裁だけでは終わらず、社会的制裁・組織内の制裁も受けることとなります。

①法的制裁

- ア. 刑事罰・・・懲役・禁錮・拘留、罰金・科料、没収
- イ. 民事上の処分・・・損害賠償請求、差し止め
- ウ. 行政法上の処分・・・過料・課徴金、免許取消、改善命令 等

②社会的制裁

マスコミ報道によるイメージ失墜

③組織内の制裁

懲戒処分・出勤停止・減給・戒告 等

また、一個人としても、その後の人生に与えるダメージは測り知れません。

懲戒免職

再就職

家庭崩壊

私たち上天草市職員は、職務を遂行するに当たり、公務に対する市民の信頼を確保し、市民と共に公正かつ民主的な市政運営を行うため、より高いコンプライアンスの実現に向けた不断の取組みを進め、その具体的・実践的手引書として「上天草市職員コンプライアンスマニュアル」を作成しました。

このマニュアルは、関係する法令等の改正や諸情勢の変化などに合わせて、適宜改定を行っていきます。

2. コンプライアンスの定義と重要性

コンプライアンスとは法律や社会的な規範そして、市役所内のルールに従うことです。また、職員が市民全体の奉仕者であって、その職務は市民から負託された行為である以上、不祥事事件等による、職務の執行の公平さに対する信頼の失墜は行政運営に重大な影響を受けることとなります。これらを防止するためには常にコンプライアンスに対する意識の向上、保持に努める必要があります。

■語源から考えるコンプライアンス

コンプライアンス (Compliance) の語源となる Comply には、「人の要望を聞き入れる、要求に応える」と言った意味があります。

つまりコンプライアンスとは、ルールを守るという受動的な活動ではなく、組織内外の様々なステークホルダー（利害関係者）が求める規範に応じていく能動的な活動と言えます。

3. 職員の定義

このマニュアルに掲げる職員とは、次のとおりです。

- 1) 地方公務員法第3条第2項に規定する一般職の職員
- 2) 地方公務員法第17条第1項に規定する一般職の非常勤職員
- 3) 地方公務員法第22条第5項に規定する臨時職員

4. 利害関係者とは

コンプライアンスを遵守するためには、利害関係者の適切な認識が重要です。

「利害関係者」とは、以下のいずれかに当たる者です。

- ① 助成金や補助金等の交付の対象となっている事業者等又は個人、交付の申請をしている事業者等又は個人、交付の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は個人
- ② 契約を締結している事業者等、契約の申込みをしている事業者等、契約の申込みをしようとしていることが明らかな事業者等
- ③ 許認可等を受けて事業を行っている事業者等、許認可等の申請をしている事業者等又は個人、許認可等の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は個人
- ④ 行政指導により現に一定の作為または不作為を求められている事業者又は個人
- ⑤ 立入検査、監査又は監察を受ける事業者等又は個人
- ⑥ 不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は個人
- ⑦ 事業の発達、改善及び調整に関する事務の対象となる事業を行っている事業者等

※「事業者等」とは、法人その他の団体、事業を行う個人（その事業のための行為を行う場合）のことをいいます。

○次の点に注意が必要です。

- 1) 利害関係者が企業などの場合、その企業の利益のために上天草市職員（以下「市職員」という。）と接触しているとみられる役員、従業員などは、利害関係者とみなされます。従業員全員が利害関係者になるわけではありません。例えば、委託契約の相手方である企業の場合、一般的には役員とその契約に関わっている営業担当等の従業員のみが利害関係者になります。
- 2) 市職員が過去3年間に就いていた業務の利害関係者は、現在の利害関係者とみなされます。
- 3) ある市職員（A）に、別の市職員（B）の利害関係者が接触している場合、それが、AがBに対して持つ職務上の影響を期待してのものであることが明らかなき場合は、Aにとっても利害関係者とみなされます。

5. 利害関係者との間のルール（禁止事項）

1 市職員は、利害関係者から金銭・物品・不動産の贈与を受けることはできません。

▶適用の例外について

ただし、以下のような場合には、利害関係者から金銭・物品を受け取ることができます。

・ 広く一般に配布するための宣伝用物品や記念品

例：会社の名前入りのカレンダー、創立〇周年記念事業で配布している書籍など

・ 通常の社交儀礼の範囲以内の祝儀・香典（→下記 Q&A）

▶Q&A こんな場合は？

Q. 市職員は結婚披露宴で、祝儀を受け取ることはできますか？

A. 祝儀については、利害関係者からであっても、実費相当の祝儀は受け取ることができます。

また、配偶者や親との関係で出席した利害関係者から、通常の社交儀礼の範囲内の祝儀を受け取ることは認められます。

Q. 市職員が喪主となっている葬儀で香典を受け取ることはできますか？

A. 市職員は、利害関係者からであっても、通常の社交儀礼の範囲内（5,000円）のものであれば受け取ることができます。

Q. 弔電や花輪についてはどうですか？

A. 市職員が、本人との関係に基づいて利害関係者からの弔電を受け取ることについては、問題ありません。しかし、利害関係者からの花輪の提供を受け取るとは、倫理規則で禁止されている物品の贈与に当たりますので、できません。

Q. 市職員が季節の贈り物やお礼の品をもらうことは問題ありませんか？

A. 市職員は利害関係者からの金銭・物品の贈与を受けることが禁止されていますので、利害関係者からはお中元やお歳暮などの季節の贈り物やお礼の品を受け取ることができません。利害関係者からでなければ、社会通念の範囲内で受け取ることができますが、著しく高額な贈り物を受け取ることや、同じ相手から繰り返し贈りものを受け取ること等、社会通念を超えるような贈与を受けることは禁止されています。

※次の点に注意が必要です。

市職員が利害関係者から、物品や不動産を購入等した場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が購入等の時点の時価よりも著しく低いときは、その差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなされます。

2 市職員は、利害関係者から飲酒等のもてなしを受けることはできません。

酒食に限らず、どんなもてなしでも、利害関係者に費用を負担させて行うことはできません（ゴルフ、観劇によるもてなしなど）。

▶適用の例外について

ただし、以下のような場合には、市職員が自分の費用を負担せずに利害関係者の負担により飲食をすることができます。

・職務として出席した会議での簡素な飲食

例：仕事で出席する会議の間やその前後に弁当を出されて食べるような場合

・職務での飲食

総務企画部長へ事前に届け出ることが必要です。

※飲食の結果、相当費用の負担がなかった場合は、事後速やかに総務企画部長へ届出を行わなければなりません。

3 市職員は、自分の飲食費用を自ら負担する場合等であれば、利害関係者と共に飲食をすることができます。

市職員は、職務外で自分の飲食費用を自ら負担する場合、利害関係者と共に飲食をすることができます。

▶適用の例外について

ただし、総務企画部長へ事前に届け出ることが必要です。（やむを得ない事情によ

り、事前に届出ができなかった場合は、事後速やかに届出を行わなければなりません。) ※次の点に注意が必要です。

市職員が会費制、割り勘等として、自己の飲食にかかった費用を負担する場合でも、その負担額が十分でなく、実際の費用との差額分を利害関係者が負担することとなった場合には、当該市職員は、利害関係者から当該差額分の供応接待を受けたことになります。

4 市職員は、利害関係者から無償で役務の提供を受けることはできません。

▶適用の例外について

ただし、以下のような場合には、利害関係者から無償で役務の提供を受けることができます。

- ・合理的な理由がある場合に限って社用車などを利用すること

5 市職員は、自分の費用を負担する場合でも、利害関係者と共にゴルフや旅行、遊技（麻雀など）をすることはできません。

▶適用の例外について

ただし、以下のような場合には、利害関係者と共に行うことができます。

・ゴルフ

会員となっているゴルフクラブの月例コンペや OB 会のゴルフコンペで利害関係者と一緒になる場合

・旅行

公務のための旅行

6 市職員は、利害関係者から、金銭を借りること、物品や不動産を無償で借りること、未公開株式を譲り受けることはできません。

適用の例外について

ただし、以下のような場合は認められます。

- ・金融機関が利害関係者に当たる場合に、一顧客として金銭を借りること
- ・職務として利害関係を訪問した際に、物品（文房具など）を借りること

7 市職員は、利害関係者に自己の債務について、弁済、担保の提供又は保障をさせることはできません。

8 市職員は、利害関係者に要求して、第三者に対して前記の行為をさせることはできません。

利害関係者である業者に要求して、自分の恋人に贈り物を届けさせたり、自分の親族が経営する会社を下請けで使わせたりすることはできません。

広く一般に配布される宣伝用物品や記念品、立食パーティーにおける飲食や記念品を提供させることもできません。

参 考

市職員が、利害関係者から依頼されて、報酬の有無に限らず講演や書籍などの監修等を行う場合には、あらかじめ総務企画部長へ届け出なければなりません。

※「講演等」とは、講演、討論、講習・研修における指導・知識の教授、著述、監修、編さん、ラジオ・テレビの番組への出演をいいます。

利害関係者でない者との間のルール

以下のことは、利害関係者でない事業者等との間でも認められません。

- 同じ相手からの繰り返しのものや著しく高額なものなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて、供応接待を受けたり、物品の贈与を受けたりすること
- その場に居合わせなかった者に自分の飲食物の料金など支払わせること（つけ回し）